

第 8 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年6月28日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の審査及び付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員	東 千春				

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染状況及び感染対策について

国及び北海道の感染予防対策に沿って、名寄市は北海道の感染予防対策に基づき、市民への周知・注意喚起を継続して取り組んでいく。

(2) ワクチン接種について

①高齢者の接種状況について（6月27日現在）

高齢者接種券発送人数 9,142 人、接種希望者 8,085 人（88.44%）

接種希望者に対する接種済率 1回目 83.83% 2回目 39.37%

接種希望者は、7月27日に終了予定。7月4日で予約受付を一旦休止とするが、希望者は、64歳以下の方の接種と並行して予約・接種ができるように対応する。

②優先（先行）接種について

基礎疾患を有する方（約800名程度）については、7月7日～7月15日の間で1回目の接種を行う予定。

③職域接種について

名寄市立大学において、6月29日から職域接種を実施する。名寄商工会議所でも職域接種の申請をしていますが、ワクチン供給量の関係で、開始時期の見通しは立っていない。

④64歳以下の予約及びワクチン接種日程について

接種券は7月上旬までにお手元に届く予定。予約受付開始日は年齢区分を3グループに分けての予約となる。

2. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金や総合支援資金等の貸付が限度額に達し、特例貸付制度を利用できなくなった世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、対象要件、支給対象者・支給額等を定め、7月1日から8月31日まで、申請を受け付ける。

【市民部】

1. 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について

名寄市空家等の適正管理に関する条例案について、資料に基づき説明を頂き質疑を行った。

【質疑】

Q：第8条に助言又は指導の文言があるが、指導内容の具体的な対応は。

A：助言とは、お願いを含めた適正管理である。指導については、より強い形で改善についてフォーマットを決めて進めていきたい。中身的には話し合いで解決していくのが一番良いが、相手によって音信不通になる場合もあり、個別のケースで対応したい。

Q：指導における具体的な対応について、一定のルール決めが必要では。

A：これからの運用に向けて一定のルール決めは必要であり、再度固めていく。

Q：今回提案の空家等の適正管理に関する条例と、先に条例設置されている空家対策協議会との位置づけと、特定空家との関連性は。

A：空家等対策協議会には今回の条例提案について、コロナの影響により書面開催で意見を聞いている。特定空家となると、指導・勧告・命令・代執行というのが先に見えてくる部分であり、協議会にも諮っていくべきと考えている。今回の条例提案は、よりスピード感を求められるケースを想定し、行政である程度、意思判断をしていきたいと考えている。

Q：特定空家への過料を設定しなかった理由は。

A：今回の条例は、助言・指導という手段を明確にしている。過料を設けなかった理由は、あくまでも話し合い前提に対応し、急いで実施するときは期限をきった請求を行い、それが払われない場合は督促などを行っていく。

Q：専門的な知識を有するものその他必要な者を同行させ意見を求めるとあるが、空家等対策協議会との関連性は。

A：立ち入り調査は必要最小限の人数で行うものと認識しており、専門的な知識を有するものとは、建築課の職員または、専門的な業者である。協議会には、結果を報告する。

Q：第2条定義の部分で、市民等という字句を入れた方が良いのでは。第5条の管理不全な状態にある空家等の情報提供という見出し文言の理由は。第9条緊急安全措置の第3項に、緊急安全措置を行うという文言追加が必要では。第10条の関係機関の要請で、誰に対して要請を行うのか。

A：第2条の定義で市民等について必要ではないかとの事であるが、最初に入れて検討したが、整理をする中で、一般的な市民等の観点でわかると思入れなかった。第5条については、管理不全な状態にある空家等の情報提供について、市民の責務ということで、よりわかりやすい見出しとした。第9条の3項については、法制と協議しあらためて答弁する。第10条の要請については、関係機関という部分で伝わると考えている。

Q：第5条の表題は、市民の役割とか情報提供では。第10条関係機関への要請は理解するが、関係機関に対して必要な措置を要請できるという文章では。

A：市民等とは、市内に居住・滞在また通勤・通学に加えて、市外から来た方も含めて幅広く情報提供を頂くことで定義している。第10条の表現については、法制と協議し答弁する。

Q：第5条の情報提供するよう努めるものとする文言の経緯は。第10条必要な措置とは何を想定しているのか。

A：今回の条例は、市民に危害を与えたり、建物とか切迫性が高い、緊急性が非常に高い部分をなんとかできないかというところを想定した条例となっている。普段から助言だとか指導している空家が、突然危険になる場合があり、そんな時に緊急的な応急措置を含めて対応していきたい。

Q：第2条の定義で特定空家の明文化がされていなく、立ち入り調査での対応があるが関連性は。第9条2項の通知すべき所有者の氏名又は所在を確知することができない場合という部分で、固定資産台帳との関連性は。今回の条例と空家等対策協議会との関連性は。

A：今回の条例で特定空家の定義がないのは、特定空家にしない場合でもスピード感を持った対応をして行きたいとの考えである。また協議会では特措法による部分で無関係ではない。特定空家に認定するためには、手続きを含めて相当の期間が必要であり、今回定めている緊急安全措置はその認定をしないで対応できる。固定資産税の台帳登記と実在の方が違う場合もあり、こうした所有者が不明な場合の対応も規定している。

Q：定義に特定空家の項目がなく、立ち入り調査で特措法の関係と、今回の条例提案と協議会条例の関連性について再度の説明を。現状の空家の件数は。

A：今回の条例の立ち入り調査は、所在調査を行ったときに必要と認める場合対応できる。特措法では特定空家の手続き中では対応ができず、幅広く立ち入り調査ができる作りになっている。空家対策協議会との関係性であるが、今回の条例は緊急性を要する場合の対応が一番であり、協議会には報告を含めて意見をいただく。空家は平成 29 年度で 249 件である。

Q：空家 249 件の固定資産税等は把握されているのか。

A：249 件については、目視、敷地外からの現地調査も行い確認している。個人情報把握までは行っていない。

Q：第 4 条の所有者の責務で、常に適正に維持管理を行わなければならない事の意味合いは。

A：所有者は他人に損害を与えない範囲で自由に使う権利はあるが、他人に障害を与えた時は、被害者に対してその損害賠償責任を負うことになっており、所有者は他人に損害を与えないように、常に管理するという意味合いである。

以上で、審査は終了し、次回は 7 月 7 日、13 時 30 分からを確認した